

# 労基法改悪を阻止し 長時間労働根絶をめざしてたたかう決議

厚生労働省は昨年1月、「労働基準関係法制研究会報告書」を公表したが、その内容については、長時間労働を中心とした劣悪な労働環境の改善要求には応える事なく、財界が要求する法規制の適用除外（デロゲーション）を容易にすることで労働基準法を骨抜きにするものとなっている。

令和7年度の労働組合推定組織率は16.0%と過去最低となり、いまだ多くの職場で本来の労働者の権利がないがしろにされている状況下において、労使交渉で対等に話し合う術も知らず、形骸化された方法で選出された職場の過半数代表者との交渉のみをもって、労働基準法規制適用除外が認められれば、経営者の意のままに労使協定が締結されてしまうことは明白であり、とても看過できない。このような考え方は、「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とした憲法27条の趣旨を逸脱したものであり、労働基準法第1条（労働条件の原則）の2項に定める「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を下げてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」に反するもので、断固反対である。またこれまで以上に少数組合無視、組合運動介入が危惧され、多くの不当労働行為や組合差別が横行している現実を見ていない。

労働時間規制には①労働者の健康保護、②家族的、社会的、文化的生活の保障、③雇用の創出（仕事を分かち合う）という3つの目的があり、いずれが欠けても人間らしい生活を維持していくことは困難である。

私たちはこの労基法改悪の動きを阻止し、長時間労働を根絶するために、すべての労働者と団結してたたかうことを決議する。

2026年1月25日

全国金融労働組合連合会第20回中央委員会